

食品による緊急事態等の考え方

食品安全関係府省の枠組みで対応を検討する事案

	基本要綱の対象となる緊急事態等	主に対応する実施要綱
	被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会及びリスク管理機関の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案	食中毒要綱
	科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案	
	又は に該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案	